

厚生年金基金 70歳以上被用者該当・不該当届

① 加入員番号	② 氏 名		③ 生 年 月 日		④ 届 書 处 理 区 分	
	フリガナ (氏)	(名)	昭. 5	年	月	日
			平. 7			
			1. 該当	70歳以上の者を新たに雇用 または継続して雇用了場合		
			2. 不該当	70歳以上の被用者が退職 または死亡した場合		
④で「該当」とした 場合は㉗㉘㉙にも ご記入ください。	㉗ 該 当 年 月 日	該当年月日とは ・対象者を新たに雇用了日 ・70歳未満の基金加入員が 70歳に到達し引き続き雇 用する場合は70歳誕生日 の前日	㉘ 報 酬 月 額 合 計		㉙ 標 準 報 酬 月 額 相 当 額	
	平成		年	月	日	円
④で「不該当」とし た場合は㉚㉛にも ご記入ください。	㉚ 不 該 当 年 月 日	不該当年月日とは ・被用者の退職日当日 ・被用者の死亡日当日 <u>※退職日または死亡日の翌日 ではありません</u>	㉛ 不 該 当 事 由		備 考	
	平成		年	月	日	3 . 退 職
					4 . 死 亡	

◎ 被用者とは次の条件全てに該当する方です。

- ◆昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の方 (注) 当基金では昭和17年4月2日以降生まれの70歳以上の方が対象となります。
- ◆過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方
- ◆厚生年金保険の適用事業所にお勤めで勤務時間・勤務日数とも一般従業員の概ね4分の3以上の方

◎ ③の年号・④・㉘は当てはまる項目を○印で囲んでください。

◎ 「被用者該当」で届をご提出された方が被用者不該当になった場合もこちらの届をご提出ください。届出用紙が必要な時は当基金までご連絡ください。

* 70歳以上雇用については掛金の徴収がないため当基金への70歳以上被用者についての届出は不要としておりましたが、平成24年度から当基金でも国と同様に在職老齢年金の支給調整がはじまるため、70歳以上被用者の雇用状況を管理する必要があります。雇用状況把握のため、届のご提出にご理解ご協力の程お願い申し上げます。
(平成14年4月1日以前に当基金の年金の受給権を取得されている方(原則として昭和17年4月1日以前生まれの方)は、支給調整の対象とはなりません。)

* 事業主印の押印は必要ありません。

基金事業所番号	事 業 所 名

こちらの届はFAXでも受け付けています。

FAX番号：03-3633-7125